## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第３７号**
福岡県柳川市大和町栄1060番地
破産者　加賀田良治
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２６年（フ）第４７７号**
熊本市北区四方寄町661番地２
破産者　津地　**敬**一
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第１２０４号**
札幌市白石区本郷通８丁目南５番５号　金森コーポ306号
破産者　大谷　　司
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１９２６号**
北海道石狩郡新篠津村第46線北11番地
破産者　向井　文子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４６号**
岩手県滝沢市鵜飼洞畑20番地７　ヴィラアキタ202号
破産者　八幡　　武
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第４７５号**
仙台市太白区西多賀３―13―５　コーポコスモス203号室、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字小橋120番地13
破産者　荒井　京子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第２４６号**
川崎市川崎区宮本町３番地22　セザール川崎801
破産者　角田　靖治
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第３８３号**
川崎市多摩区菅仙谷２丁目34番20―402号、前住所川崎市多摩区菅馬場２丁目５番27号　アンソレイユ・タマヒルズ303
破産者　矢原真貴子
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２２号**
石川県輪島市鳳至町上町51番地
破産者　的場　忠弘
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第２００２号**
名古屋市天白区原３丁目1008番地　ファミーユ原503号、開始決定時の住所名古屋市北区楠味鋺１丁目106番地
破産者　後藤　年孝
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１０４２号**
名古屋市中村区烏森町１丁目72　サンセール102号、住民票上の住所名古屋市西区浄心２丁目１番３号　ハイフラッツ213―902号
破産者　加藤　英順
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１１号**
大阪市中央区瓦町１丁目１番２号　グランピア瓦町301号
破産者　加布里昆こと　**吉**新　芳夫
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１１８号**
大阪市天王寺区勝山１丁目１番11号　グランピア・ファーストアベニュー201号
破産者　髙野　エリ
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３３９号**
兵庫県伊丹市中央５丁目４―32　ハイツ旭101号
破産者　田中　弘道
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第３０６号**
兵庫県川西市萩原１丁目17―７　横田タウンハウスＡ号、住民票上の住所兵庫県西宮市神明町８番２―302号
破産者　藤田　昭孝
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第７１号**
大阪府大阪市城東区諏訪３丁目１番20号　第二ミヤタビル503号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市小浜５丁目18番15号
破産者　寺下　悦次
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第４６号**
福岡県築上郡築上町大字越路1198番地２
破産者　長部　敏明
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係